

働き方・人への投資ワーキンググループ

< 発表内容 >

- ・ 学校法人南陵学園の事例
- ・ 私立学校法に規定する措置命令
- ・ 学校法人への指導等



南陵学園への措置命令に至る経緯

年月日	項目	内容
S60. 2. 18	認可	(学) 国際海洋学園 (理事長 井脇ノブ子) 設立 国際海洋高等学校 設置
S60. 4. 1	開校	旧小笠郡小笠町 (現: 菊川市) に国際海洋高等学校 (全寮制) 開校
H2. 3. 15	認可	和歌山国際海洋高等学校 (現: 和歌山南陵高校) 設置 (H2. 4. 1~)
<ul style="list-style-type: none"> ・この間、様々な事案が発生し、任意の指導を継続 ※H23. 12. 22 民事再生法適用申請 ⇒ H26. 9. 1 民事再生手続の終結決定 		
R4. 3	—	保護者に還付すべき就学支援金の未還付が発覚 (還付済)
R4. 4	—	教職員の給与未払い発生
R4. 5. 11	—	和歌山南陵高等学校で教職員がストライキを実施 ⇒ 和歌山県の指導により、翌日から通常授業を実施
R4. 5. 24	調査	静岡県と和歌山県で学校法人に対する合同調査を実施 (理事長欠席)
R4. 6. 24	立入調査	私立学校法第63条第1項に基づき、学校法人に対する立入調査を実施
R4. 7. 8	措置命令	学校法人に対する措置命令を発出 (理事・監事・評議員の選任、経営改善計画の作成等)
<ul style="list-style-type: none"> ・この間、措置命令に基づく行政指導を継続したが、経営改善に至る対応がとられないままであった 		
R4. 12. 27	措置命令	学校法人に対する措置命令を発出 (新たな生徒の募集及び入学の停止等)
<ul style="list-style-type: none"> ・現在まで、数十回に及ぶ行政指導を実施しているが、経営改善には至っていない。 		



私立学校に係る所轄庁の権限

学校教育法

第14条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。



私立学校法

(学校教育法の特例)

第5条 **私立学校**(幼保連携型認定こども園を除く。第8条第1項において同じ。)**には、学校教育法第14条の規定は、適用しない。**



私立学校に係る所轄庁の権限

- 都道府県知事は、所管する私立学校の設備・授業その他の事項について法令違反があっても、変更命令を発することはできない。
- 私立学校において法令違反等の事実があれば、所轄庁は行政指導等により是正を求めることになる。
- 私立学校が所轄庁からの行政指導等に従わず、違反の内容が重大で放置することができないような事態となれば、所轄庁が権限(学校教育法第13条の規定による閉鎖命令他)を行使するのに際し、私立学校審議会に諮ることになる。



私立学校に係る所轄庁の権限

- ①学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき、又は6カ月以上授業を行わなかったときの閉鎖命令（学校教育法第13条）
- ②学校法人が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときの措置命令（私立学校法第60条1項）
- ③学校法人が、措置命令に従わないときの役員解任勧告（私立学校法第60条9項）
- ④学校法人の解散命令（私立学校法第62条）
- ⑤教育の調査、統計、その他に関し必要な報告書の提出を求めること（私立学校法第6条）
- ⑥業務・財産状況の報告徴収又は立入検査（私立学校法第63条）
- ⑦学校の設置・廃止・設置者変更等の認可（学校教育法第4条・第130条・第134条2項）
- ⑧学校法人の設立認可（私立学校法第31条）



私立学校に係る所轄庁の権限

- ①学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき、又は6カ月以上授業を行わなかったときの閉鎖命令（学校教育法第13条）
- ④学校法人の解散命令（私立学校法第62条）



- 行政指導を積み重ね、私立学校法第60条の規定による措置命令をしてもなお適正な学校法人運営がなされない等、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限定



私立学校に係る所轄庁の権限

- ②学校法人が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときの措置命令（私立学校法第60条1項）
- ③学校法人が、措置命令に従わないときの役員了解任勧告（私立学校法第60条9項）



- 罰則の規定がなく、さらに別の措置命令を行うことや解散命令を行うことで是正を期することとなっている。



措置命令発出時の課題

強制力のある法人解散命令や学校閉鎖命令の発出には「他の方法では監督の目的を達することができない」ことを説明する必要がある。



任意の行政指導、私立学校法第60条第1項に基づく措置命令及び命令に基づく指導を積み重ねる必要がある。



改善までに相当の時間を要する



措置命令発出時の課題

生徒が在籍している場合は、法人解散命令や学校閉鎖命令によって学習機会が奪われないよう配慮する必要がある。



命令発出前の転学調整を行う必要があるが、調整が困難。



- ・ 生徒や保護者への説明（理由等をどこまで話すか）
- ・ 生徒のニーズをどこまで酌み取るのか
（部活動特待生や県外出身者が多い特殊性）



学校法人に対する指導業務

【経営診断】

- 学校法人は日本私立学校振興共済事業団が示す「経営判断指標」を活用し、毎年度自己診断を実施
 - ・教育活動資金収支差額が3年のうち2年以上赤字でない
 - ・十分な運営資産があり、外部負債は返済可能な額である
 - ・経常収支差額が3年のうち2年以上赤字でない
 - ・積立率が100%未満でない
- ↓
- 診断結果を県に報告
 - 県は必要に応じて行政指導を実施



学校法人に対する指導業務

【実態調査】

○法令等の遵守状況、補助金の適正な執行及び私立学校の運営状況等を把握するため実施している任意の調査

- ・ 学校設置基準の適合状況、教育体制の遵守状況等
(生徒数、教職員数、教員免許、土地・建物・設備等)
- ・ 学校法人の適正な運営の確保等
(理事会・評議員会、寄附行為に基づく運営等)
- ・ 学校法人会計の適正な処理、財務状況の健全性等
(会計処理、帳簿・帳票類、補助金等)

○実態調査で指摘事項があった場合、経常費補助金の算定に反映



就学者保護のためにお願いしたいこと

- 地方が所管する学校法人は、小規模で一族経営の法人が多いことから、こうした実態を踏まえた小規模法人向けの「私立学校運営の手引き」や「経営改善等のためのハンドブック」等の作成
- 日本私立学校振興共済事業団の経営相談に加え、専門家を法人に派遣する制度の創設
- 実効性のある措置命令・勧告、転学調整の仕組構築等

